

調達管理番号・案件名

24a00467_ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト(給水施設の更新業務)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年7月26日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)本業務の実施体制	本業務の、現地調査及び施工監理に必要な現地備人は、本業務の見積書に計上する必要がありますでしょうか？ もしくは、必要な人員は、記載されている「現地語通訳」と同様に、「長期派遣専門家」からの提供が受けられるとの理解で宜しいでしょうか？	「現地語通訳」の配置については、公示資料P8「(1)本業務の実施体制」9行目に記載のとおり、「長期派遣専門家」の業務となりますが、現地調査及び施工監理に関しては、本受注者に対し、長期派遣専門家側から現地備人を提供することはありません。基本的には、日本人専門家にて対応が可能と考えていますが、必要と考える場合には提案してください。 なお、本受注者は本業務の中で現場の状況を把握し、長期派遣専門家による活動(公示資料P8(4)ケニア国地方給水における運営維持管理体制の動向把握、P12④ 更新・アップグレード工事の計画検討(活動 2.4)にあるガイドライン作成等)を踏まえて従事し、長期派遣専門家にフィードバックいただくため、長期専門家と細やかなコミュニケーション・調整が求められており、本業務の日本人専門家の業務量は公示資料35ページ「(2)業務量目途と業務従事者構成案」に記載のとおり約4.80人月を想定しています。
2	8	第 3 条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る 実施方針及び 留意事項、(1)本業務の実施体制本業務の実施体制	「長期派遣専門家は、受注者の本業務に必要な C/Pを含めた現地関係者との連絡や、更新・アップグレード工事に必要な各種準備などの調整業務を行う。そのため、本受注者が現地関係者との調整を行うことや、現地語通訳(英語⇄スワヒリ語)を目的とした現地備人の雇用は不要とする。」とある。調整業務の範囲について具体的に示して頂けますでしょうか？ また、現地語通訳が必要な時はいつでもアレンジしてくれるという理解で良いでしょうか？	記載のとおりです。長期派遣専門家による調整業務とは、例えば住民組織や政府関係者と連絡をとり、関係者との現地調査の日程調整、政府関係者の現地調査参加の調整、工事業者との初回会議の設定、対家政府関係者への表敬調整等が考えられます。ただし、初回の現地関係者との顔合わせ以降は、本受注者で調整可能な事項については、直接ご対応いただくことも想定しています。詳細は、業務開始後に長期派遣専門家とご調整いただけます。 現地通訳について、基本的には対応できるようにします。具体的にいつどのくらい必要になるかは、業務開始後に長期派遣専門家に相談してください。
3	8	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)本業務の実施体制	本業務で使用する車両につきましては、本業務の見積書に計上する必要がありますでしょうか？ もしくは、必要な車両は、「長期派遣専門家」から貸与頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	本業務で使用する車両は、見積書に計上してください。

4	10	「3. その他留意点 (5)持続性を考慮した更新・アップグレードや運営維持管理体制構築の検討	JICAが整理した、我が国が掘削してきた井戸のデータベースへのアクセス、もしくはデータを共有いただくことは可能でしょうか。これらが難しい場合、本業務で対象となる6つの井戸についてのみでも、上記データベースの情報を共有頂くことは可能でしょうか。	本業務対象施設6か所のデータベースの情報(揚水量等)は、業務開始後に長期派遣専門家から共有します。各国の井戸データベースは、各国政府が所有していますので、共有できかねます。
5	12	「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 (ア)更新・アップグレードの計画検討に関する活動(活動2.3、2.4、2.6) ④更新・アップグレード工事の計画検討(活動2.4)」	来年度以降に実施が計画されている工事に対して、ケニアで活動している本邦企業の活用も念頭に置いていますでしょうか。	本邦企業の工事への参画は、想定していません。本邦企業の製品については、活用される可能性があります。
6	13	「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 (イ)更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ①更新・アップグレード工事の対象施設」	受注後、更新・アップグレード工事の工事計画案を確認・レビューすることになっていますが、レビューの結果、工事内容の一部が変更となることは想定されていますでしょうか。	現時点では、工事内容の変更は想定していませんが、変更となる可能性はあります。業務開始後、仮に変更の必要性があると判断した場合は、長期専門家にご連絡ください。
7	14	4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 (イ)更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)	(先に送信したフォームの質問3に追加させていただきます) (4)本業務の履行期限は2025年3月ですが、更新・アップグレード工事完了後の瑕疵保証期間を設ける必要はないでしょうか？	瑕疵保証期間は設けます。これについて長期派遣専門家チームが対応します。
8	14	第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 (イ)更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)	1.「受注者は、2024年9月下旬に現地入りし、2024年9月下旬に工事業者と契約する」に関し、 (1)業者選定は、指名競争入札でしょうか？それとも随意契約を想定しておりますでしょうか？ (2)入札を実施する場合、入札図書(入札指示書、一般仕様書、特記仕様書、入札書式、入札図面等)の作成及び入札実施は、受注者の業務に含まれますでしょうか？それとも、「長期派遣専門家」が実施し、契約締結のみを受注者が行う分担となりますでしょうか？ (3)入札を実施する場合の、図書配布から開札までの想定期間をご教示お願い致します。	長期派遣専門家が調達準備を進めており、2024年9月下旬に契約締結の部分を受注者が行います。また、本件で取り扱う工事については、入札は行いません。入札図書の作成及び入札実施は、受注者の業務に含まれません。

9	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>業務契約(9月中旬)から工事契約締結(9月下旬)までが2週間と短い設定となっているため、契約締結後に直ぐに業者選定に入る必要があると考えますので、以下について確認させてください。</p> <p>① 工事実施業者の選定基本方針とは再委託業の入札参加資格条件に係る方針のことでしょうか？ ② 施工に係る再委託候補業者リストはありますか？ ③ 工事発注に足る施設設計は業務開始前に長期派遣専門家が完了させるのでしょうか？ ④ 調達する機材の技術仕様は業務開始前に長期派遣専門家が完了させるのでしょうか？ ⑤ 予定価格の積算は業務開始前に長期派遣専門家が完了させるのでしょうか？ ⑥ 一部の資機材は長期派遣専門家が調達することを検討しているとのことですが、現時点で想定している資機材は何でしょうか？</p>	<p>① 工事実施業者の選定基本方針とは、再委託業者の調達実施方針を指します。また、本件で取り扱う工事については、入札は行いません。 ② 再委託候補業者リストはございます。業務開始後に長期専門家から共有します。 ③・④・⑤は業務開始前に長期派遣専門家が作成し、本受注者にレビューしていただき、完成させます。 ⑥ 一部資機材は、水中ポンプ、ソーラーパネル、インバーター、揚水管等を想定しています。これらは長期派遣専門家が現地サプライヤーから調達し、施工業者にハンドオーバーする予定ですので、本業務での見積は不要です。</p>
10	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>工事の実施に当たり、関連する行政機関への説明、工事承認は全て終わっていますでしょうか？ 地元住民への説明・合意を取れていますでしょうか？ これらの手続きは長期派遣専門家が行うという理解で正しいでしょうか？</p>	<p>関連する行政機関への説明、工事承認、住民への説明及び合意は本受注者の業務開始までに長期派遣専門家により完了予定です。</p>

11	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>工事費は定額計上となっておりますが、入札/見積競争において不落となった場合、定額計上金額のアップ、工事内容の見直し等が考えられますが、どの様な対応を想定されていますでしょうか？ 工事内容の見直しを行う場合、誰が担当するのでしょうか？ また、再入札は追加業務として考慮されますでしょうか？</p>	<p>定額計上内での工事実施を想定しています。 万が一工事内容の見直しがあった場合、長期派遣専門家とともに本受注者にも検討いただきます。再入札が必要な場合は、長期派遣専門家による対応を想定しています。</p>
12	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>長期派遣専門家は施工監理の知識・経験は有していますでしょうか？ また、施工監理を行うのは主として日本人専門家でしょうか？ 現地傭人でしょうか？</p>	<p>長期派遣専門家は、施工監理の知識・経験を有しています。施工監理を行うのは、長期派遣専門家(日本人及びケニア人の両者)です。</p>
13	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>更新・アップグレード工事後に施設に故障などが発生した場合、その原因が計画や設計に起因する場合、責任は誰が負うこととなりますでしょうか？</p>	<p>工事後に故障などが発生した場合は、カウンティとともに長期専門家が対応にあたります。計画や設計はカウンティとともに長期専門家が行いますので、本受注者がその責任を負うことはありません。</p>
14	14	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (イ) 更新・アップグレード工事の実施に係る活動 ③ 対象施設の工事実施スケジュール(案)と工事の実施(活動2.5)</p>	<p>コンサルタント団員が不在時には長期派遣専門家が施工監理を担当しますが、施工に係る業者からの問い合わせに係る処理、トラブル処理等も含めて施工監理に含まれるものは長期派遣専門家が行うという理解で良いでしょうか？ 具体的な内容は契約締結後に長期派遣専門家と整理することになりますが、基本方針について確認させてください。</p>	<p>本受注者が不在時の施工管理業務は、長期派遣専門家が対応し、本受注者に報告・相談します。</p>

以上